



人生のエンディングにそなえて

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■法テラス八雲法律事務所のある八雲町やその周辺自治体は、全国のほかの地域と比較して非常に高齢化率が高く、そのため、ほかの法律事務所と比較すると高齢の方からの相談割合も非常に高くなっています。ご高齢の方からの相談で特に多いのが、今後の財産管理への不安や、亡くなった後の相続に関するものです。

■認知症などにより判断能力が十分ではなくなった場合、財産管理や契約などを適切に行うことが困難となります。こうした人を法的に支援する制度として、「成年後見制度」があります。身近に支援してくれる親族がいないなど、不安がある場合には、万が一ご自身が認知症になってしまったときに備えて、成年後見制度の利用に向けた準備をしておくことも一つの方法かもしれません。

■また、自分が亡くなったあとの財産がどのような状態になっていくのかについて不安に思っている方も多くいます。何も準備をしていない場合、亡くなった後の財産は、法律上のルールに従った割合で、相続人に相続されることとなります。財産を引き継いでもらいたい相手を指定したい場合には、遺言書を作成する必要がありますので、ご注意ください。

■ご自身が認知症になってしまったり、亡くなった後のことは、誰でもあまり考えたくはないかもしれません。しかし、そのような備えができていなかっただけに、支援者の混乱を招いたり、残された人たちの紛争の火種となっているケースは非常に多くなっています。安心で充実した余生を過ごすためにも、いざというときの備えをおすすめします。

■当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-83366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

秋の山菜採り遭難および冬山遭難の防止 ～入山に際しては 装備と計画をしっかりと～

秋から冬にかけての登山等は、天候急変による気象遭難や、地形が要因となる雪崩や滑落などの遭難も毎年数多く発生しています。次のことに注意して、山菜採りによる遭難や冬山遭難を防ぎましょう。

1 無理のない計画と登山計画書の提出を

登山技術、体力、経験に応じた山を選ぶとともに、行程等に無理のない計画で登山計画書を作成し、家族や職場等に渡すほか、最寄りの警察署または交番、駐在所に提出しましょう。

登山計画書は、北海道警察ホームページからメールで提出することができます。

2 パーティーでの登山を

単独での入山を避け、経験豊富なリーダーのもとパーティーを組んでの登山に努めましょう。

3 万全の装備と余裕ある食料等の準備を

天候急変にも耐えられる十分な装備と停滞時に備えた食料や燃料等を携行しましょう。

4 携帯電話を持ちましょう

万一の場合の通信手段として携帯電話と予備バッテリーを携行しましょう。

5 入山前に気象情報の確認を

入山前には必ず天気予報を確認し、天候悪化が予想される場合には登山の中止や途中で引き返すなど安全登山に努めましょう。

6 山菜採りによる遭難を防ぐための5か条

- ①行き先地を家族等に知らせる。
- ②単独での入山はしない。
- ③服装は目立つ色にする。
- ④携帯電話、笛、懐中電灯を携行する。
- ⑤迷ったら落ち着いた行動をする。

※搜索等には、救助者の人件費やヘリコプターの運航費など多額の費用がかかり、市町村によっては費用の一部をご本人やご家族に負担を求める場合があります。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110